

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○県営土地改良事業計画を定めた件	七〇八	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	七〇
○保安林の指定を解除する件	七〇八	○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件	七二
告 示		○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	七二
○一般競争入札を行う件二件	七〇八	○落札者を決定した件	七三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	七〇	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	七三
		○公共測量の実施の終了について通知があった件	七三

## 告 示

### 福島県告示第六百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、小沢地区に係る県営特定農業用管水路等特別対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

平成十九年十月二十二日から  
年十一月十二日まで (二十二日間)

南相馬市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

### 福島県告示第七百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町湯ノ花字後沢山丙三三三の二
- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林業領域治山対策グループ)

## 公 告

### 公告第573号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成19年10月19日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ等 一式(搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守等を含む。)
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成20年6月1日から平成25年5月31日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様と同等程度の借入物品の納入実績があり、かつ、この公告

に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であることを。

- (4) 当該物品に係る保守体制が整備されており、迅速に対応できる者であること。
- (5) 現行システム構築業者と必要に応じて連携を図り、円滑にデータ移行できる者であることを。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成19年11月15日(木)午後5時15分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県総務部市町村領域市町村行政グループ  
 電話024-521-7057

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成19年10月19日(金)から同年11月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、200円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げるグループまで請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 平成19年10月25日(木)午後1時30分
- (2) 福島県庁本庁舎2階201会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 平成19年11月29日(木)午後1時30分
- (2) 福島県庁本庁舎2階201会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成19年11月28日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札及び開札の日に出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、

福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :  
Basic Resident Registration Network System 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m.,29 November 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,28 November 2007
- (4) Contact point : Municipality Administration Grnoup, Municipalities Rerations Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Gavernment, 2-16 Sngitsunmacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7057  
(市町村領域市町村行政グループ)

公第第五百七十四号

凍結抑制剤の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といふ。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」といふ。)第1百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- 1 買入れをする物品の名称及び予定数量
- (一) 凍結抑制剤A(塩化ナトリウム、二十五g/袋) 七、二〇〇袋
- (二) 凍結抑制剤B(塩化ナトリウム、一t/袋) 八〇袋
- (三) 凍結抑制剤C(塩化カルシウム、二十五g/袋) 一五、四〇〇袋
- (四) 凍結抑制剤D(酢酸カリウム、液状) 三、〇〇〇リットル
- 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成十九年十一月十六日から平成二十年三月三十一日までの期間で福島県北建設事務所長、福島県保原土木事務所長又は福島県二本松土木事務所長が指定する日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月六日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年十月二十六日午後一時三十分 三に掲げる場所に同じ。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十一月十五日午後一時三十分 三に掲げる場所に同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

公告第五百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成十九年十月十日

二 名称

特定非営利活動法人三春町国際交流協会

三 代表者の氏名

石川 直子

四 主たる事務所の所在地

福島県田村郡三春町字南町八十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、国際交流を通じて広く文化、経済などの交流を図り、海外諸国との親睦と協力を促進するとともに、三春町の国際化を図り、もってまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第五百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人教育・雇用研究機構
- 三 代表者の氏名  
佐瀬 正行
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木百六十三番地
- 五 定款に記載された目的  
当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対して雇用問題解決を最終目標とする社会教育環境の充実の為人材育成と周辺教育環境整備への支援事業及び共働・連携事業を行うことよって、教育環境や社会環境の整備、社会教育を提供する場の実現、雇用問題の解決などに貢献し、若者が夢を持って将来を描き、希望を持って就業する事が出来る活力ある社会の構築を目指すことを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第五百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年九月二十八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ひまわりの家
- 三 代表者の氏名  
今野 忠八
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市北飯淵一丁目十七番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者・高齢者等に対して、地域生活と就労を進め、自立した生活を支援することに関する事業を行い、障害者・高齢者等が人間らしく生きる権利の確保と地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第五百七十八号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社サニー・クリエーション・プランニング 代表取締役 矢部 忠
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
福島県須賀川市榊衝字才合地山地区
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
四・九二トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第五百七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
コーポラスいちの	須賀川市小作田字西館八七	社会福祉法人福音会	福島県須賀川市下小山田字月夜田二〇三	平成一九年四月一日	共同生活介護	知的障害者
グループホーム一〇三	郡山市図景二一六―九	特定非営利活動法人アイ・キャン	同 郡山市安積町笹川字四角垣五九―七	同	共同生活援助	知的障害者 精神障害者

ブルー プホル ム図景 一〇四	同 市図景 二一六一九 ヤマトハ イツ一〇七 号・一〇八	同	同	同	同	同
ライフ サポー トセン ター 「ゆう・ ゆう」	いわき市常 磐下船尾町 東作五一	社会福 祉法人 育成会	同 県いわ き市常磐下 船尾町東作 五一	同	共同生活 介護	知的障害者
B O S C O H O M E	耶麻郡猪苗 代町字古城 町一二四一 五	株式会 社 B O S C O	同 県耶麻 郡北塩原村 大字松原字 曾原山一〇 九六一四〇 四	同	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害者 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第580号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県ハイテクプラザコンピュータネットワークシステムの貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成19年10月19日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
福島県ハイテクプラザコンピュータネットワークシステム一式(据付け、組立て、調整、機器保守等一式)
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県ハイテクプラザ企画管理グループ 福島県郡山市待池台一丁目12番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月20日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

5 落札金額

75,584,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年7月31日

(地域経済領域産業創出グループ)

公告第五百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

会津東部土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 笠井 武彦 会津若松市河東町南高野字向原一〇二番地  
(農村整備領域農村計画グループ)

公告第五百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成十九年十月四日付けで福島県住宅供給公社理事長から次のとおり通知があった。  
平成十九年十月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 測量地域 郡山市緑ヶ丘

二 測量開始期日 平成十九年三月三十日

三 測量終了期日 平成十九年九月二十八日

四 作業の種類 公共測量(画地出来形確認測量図作成)  
(土木総務領域総務予算グループ)